

林業機械の購入をお考えの皆様へ

【林業・木材産業信用保証とは…】

林業・木材産業関係者の皆様が融資機関から事業資金を借り入れようとする場合、(独)農林漁業信用基金が債務を保証することにより、円滑かつ有利に借入ができるようお手伝いする制度です。

| 資金の用途 | 保証期間 | 保証割合(上限) | 保証料率 |
|-------------------------|-------|-------------|-----------|
| 林業機械等の 購入等の設備資金 | 15年以内 | 80% | 0.2%～1.8% |
| 立木の調達・人件費・ 燃料代等の運転資金 | 3年以内 | または 100% | |

◎「林業・木材産業改善資金」(無利子の制度資金)や、「木材産業等高度化推進資金」(低利の制度資金)を融資機関から借り入れる場合にもご利用いただけます。

◎素材生産の安定供給・量的拡大を図る場合等には、保証料率や限度額の特例が適用される「ウッド・サポート5000」「ログ・プロダクツ3000」をご利用いただける場合があります。

※会社によっては、資本金3億円以下または従業員300人以下が要件です。

※木材卸売業者または市場開設者の方については、木材の流通に関する「合理化計画」について都道府県知事の認定が必要です。

※保証料率は資金の種類等により異なります。

※連帯保証人は原則1名以上必要です。無担保・別枠でご利用いただける保証もあります。

※基金の保証をご利用いただくには出資金が必要です。

※必要出資額は保証額を概ね40～45倍(都道府県で異なる)で除した額

※保証利用が済みましたら、出資持分を払戻すことができます。

資格要件など、さらに詳しい内容については、
当基金の窓口へお気軽にお問い合わせください。

独立行政法人 農林漁業信用基金 林業部保証課

住所:東京都千代田区内神田一丁目一番12号(コープビル)

電話:03-3294-5581(代表) 03-3294-5585(保証課直通)